告示

○国家公安委員会告示第十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、次に掲げる告示を廃止する。

平成二十七年六月二十四日　国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　平成十年国家公安委員会告示第十八号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

二　平成十年国家公安委員会告示第十九号（ダンスを正規に教授する能力に関する試験を指定した件）

三　平成二十一年国家公安委員会告示第二号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第二項の規定に基づく告示）

四　平成二十一年国家公安委員会告示第三号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第四項において準用する同条第二項の規定に基づく告示）

五　平成二十二年国家公安委員会告示第三十六号（ダンス教授講習機関の住所の変更の届出があった件）

六　平成二十二年国家公安委員会告示第三十七号（ダンス教授試験機関の住所の変更の届出があった件）

七　平成二十三年国家公安委員会告示第二十六号（ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があった件）

八　平成二十三年国家公安委員会告示第二十七号（ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があった件）

九　平成二十五年国家公安委員会告示第二十五号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第二条第二項の規定により読み替えられた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第一条の四の規定に基づく告示）

十　平成二十五年国家公安委員会告示第二十六号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第四条第二項の規定により読み替えられた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の四の規定に基づく告示）

十一　平成二十五年国家公安委員会告示第二十七号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

十二　平成二十五年国家公安委員会告示第四十八号（ダンス教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

十三　平成二十六年国家公安委員会告示第十三号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

十四　平成二十六年国家公安委員会告示第二十二号（ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があった件）

十五　平成二十六年国家公安委員会告示第二十三号（ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があった件）

十六　平成二十六年国家公安委員会告示第三十二号（ダンス教授講習機関の住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件）

十七　平成二十六年国家公安委員会告示第三十七号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

○環境省告示第九十三号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十四日　環境大臣　望月　義夫

別表第一一酸化炭素の項中「ＪＥ〇五モードをディーゼル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定」を「ＷＨＳＣによる測定並びに暖機状態でのＷＨＴＣによる測定及び冷機状態でのＷＨＴＣによる測定であつて、暖機状態でのＷＨＴＣによる排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのＷＨＴＣによる排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態でのＷＨＴＣによる仕事量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのＷＨＴＣによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値」に、

一酸化炭素	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二・七グラム
ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり一・五八グラム

を

一酸化炭素	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による測定、暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による測定及び冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート3）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による排出ガス量に〇・七五を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり一・五八グラム
	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）		

に